

広島県告示第九百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によつて、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が三原市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、三原市長から届出があつた。

平成二十年十二月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		欄		下 欄
位	置	面	積	
三原市幸崎町能地字大東三二六六の二の地 先公有水面		二〇三・八一平方メ ートル		三原市幸崎町能地字大 東
三原市幸崎町能地字大東甲三三六〇の四に 接する無番地から同字庚三二六六の五を経 て同字庚三二六六の一〇に至る間の地先公 有水面		二八二・八三平方メ ートル		